

別記 御中

厚生労働省老健局高齢者支援課
認知症施策・地域介護推進課
老人保健課

病床ひっ迫時における在宅要介護高齢者が感染した場合の留意点等について

平素より、厚生労働行政の推進につきまして、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

介護サービス事業所における新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた取組については、「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）」（令和2年4月7日付厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡、同年10月15日付一部改正）等においてお示ししているところです。

また、高齢者については、施設に入所している者や在宅の要介護高齢者（要支援高齢者を含む。以下同じ。）も含め感染した場合には、原則入院としているところですが、感染が拡大し、医療への負荷が高まっている中で、病床確保や都道府県全体の入院調整に最大限努力したうえで、なお、病床がひっ迫する場合には、高齢者等のうち、医師が入院の必要がないと判断した場合は宿泊療養（適切な場合は自宅療養）としても差し支えないこととしているところです。（「11月以降の感染状況を踏まえた病床・宿泊療養施設確保計画に基づく病床・宿泊療養施設の確保及び入院措置の対象について（要請）」

（令和2年11月22日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）。

今般、入院数は依然として高い水準で推移していることも踏まえ、在宅の要介護高齢者が新型コロナウイルス感染症に感染した場合であって、やむを得ず、自宅療養を行う場合の留意事項等についてお示した、「介護サービス事業所によるサービス継続について（その2）」を都道府県等に対して発出いたしましたので、貴会におかれましては、別紙の内容についてご了知いただくとともに、会員各位へ周知についてご協力をお願いいたします。

【別紙】「病床ひっ迫時における在宅要介護高齢者が感染した場合の留意点等について」（令和3年2月5日付厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部ほか連名事務連絡）

(別記)

公益社団法人 全国老人福祉施設協議会

社会福祉法人 全国社会福祉協議会 全国社会福祉法人経営者協議会

特定非営利活動法人 全国盲老人福祉施設連絡協議会

一般社団法人 全国軽費老人ホーム協議会

高齢者住まい事業者団体連合会

〔 公益社団法人 全国有料老人ホーム協会
一般社団法人 全国介護付きホーム協会
一般社団法人 高齢者住宅協会 〕